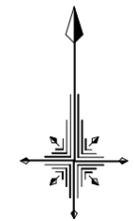
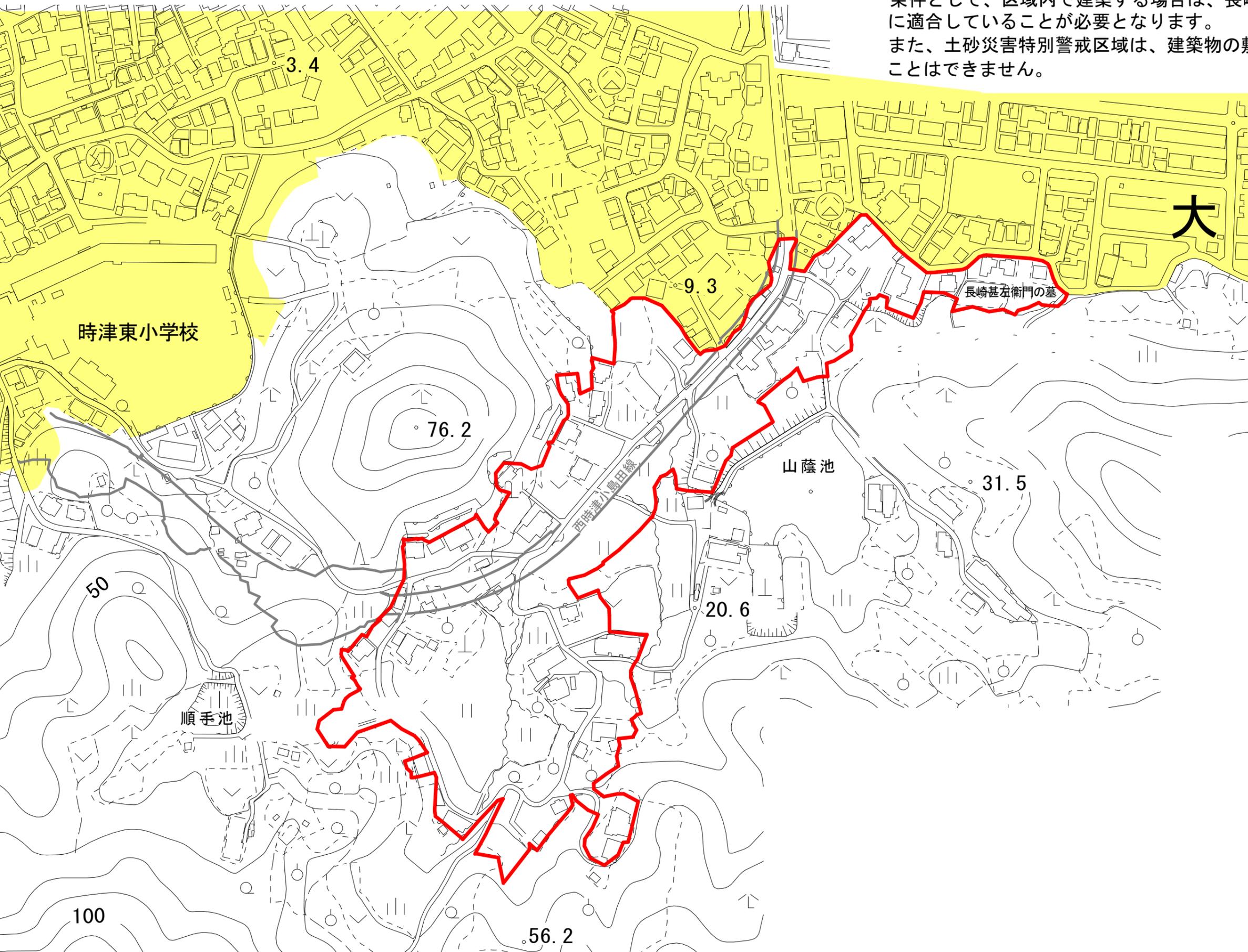


「都市計画法第34条第11号の規定により県条例で指定する土地の区域 ^{こしまだ} 浜田郷小島田地区」

※「都市計画法第34条第11号の規定により県条例で指定する土地の区域は、図面の赤枠に囲まれた区域となります。」
 条件として、区域内で建築する場合は、長崎県の条例及び規則に適合していることが必要となります。
 また、土砂災害特別警戒区域は、建築物の敷地として取り込むことはできません。



大

時津東小学校

3.4

9.3

長崎甚左衛門の墓

76.2

山蔭池

31.5

20.6

勝手池

100

56.2

凡例

表示(色)	種別
	指定する土地の区域

縮尺 S=1 : 2, 500